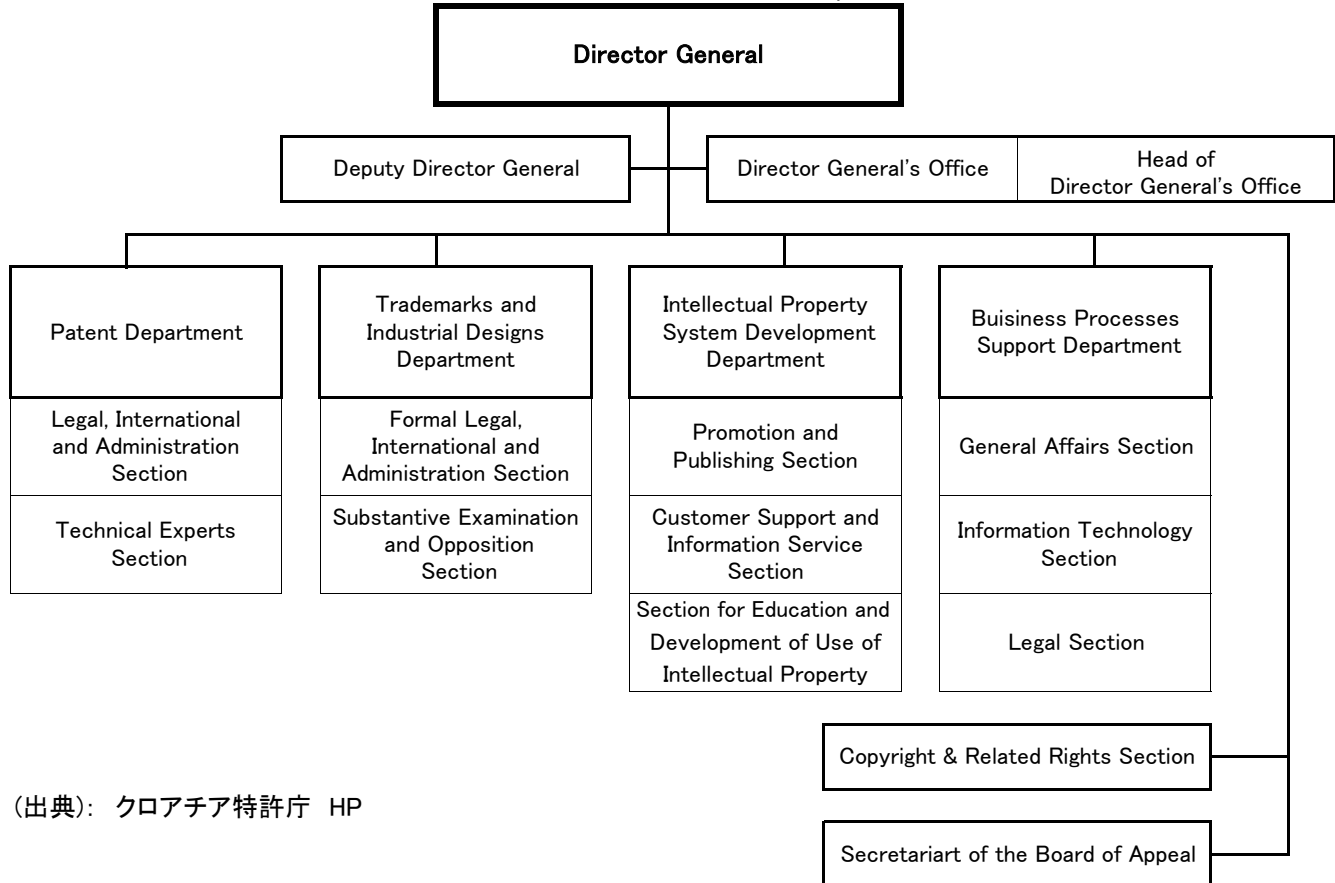


①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)				
②名称	State Intellectual Property Office of the Republic of Croatia				
③所在地	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb				
④連絡先	(電話)(385 1) 61 06 100		(FAX) (385 1) 610 9660		
	(E-mail) info@dziv.hr		(internet) www.dziv.hr		
⑤組織の長	Director General : Ms. Ljiljana Kuterovac				
⑥沿革	<p>(1) 工業所有権法としては、1999年6月30日に、特許法、意匠法、商標法が制定された。</p> <p>(2) 特許法は、2003年、2005年、2007年、2009年、2010年、2011年及び2013年に改正が行われ、この最新の改正は2013年法律No.76により行われ、2013年6月29日から施行されている。</p> <p>(3) 意匠法は、2003年、2007年、2009年及び2011年に改正が行われ、この最新の改正は2011年法律No.49により行われ、2011年5月7日から施行されている。</p> <p>(4) 商標法は、2003年、2005年、2007年、2009年及び2011年に改正が行われ、この最新の改正は2011年法律No.49により行われ、2011年5月7日から施行されている。</p> <p>(5) クロアチアは、2013年7月1日に欧州連合(EU)に加盟して第28番目の加盟国となった。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、地理的表示及び原産地名称、半導体集積回路の回路配置の保護法				
⑩加盟条約	WIPO 1991/10/8	ベルヌ 1991/10/8	ブリュッセル 1991/10/8	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 2004/11/20	パリ 1991/10/8	PLT 2005/4/28	レコード保護 2000/4/20	ローマ 2000/4/20
	シンガポール 2011/4/13	TLT 2006/7/4	ワシントン	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト 2000/2/25	ヘーグ ロンドンアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1991/10/8	マドプロ 2004/1/23	ヘーグアクト 2004/2/12	ジュネーブアクト 2004/4/12	
	ストラスブール 2000/11/25	ウィーン 2006/5/9	PCT 1998/7/1	ロカルノ 1991/10/8	ニース 1991/10/8
			WTO 2000/11/30		

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	211	129	88	130
		(内 外国出願)	16	12	11	8
		(内 日本から)	1			
		(内 PCTルート)	5	1	3	3
	実用新案	全数	59	72	33	27
		(内 外国出願)	4	72	9	3
	意匠	全数	251	279	205	206
		(内 外国出願)	114	125	89	80
		(内 日本から)	2	1	1	
	商標	全数	2,946	2,516	2,660	2,602
		(内 外国出願)	1,453	1,298	1,422	1,195
		(内 日本から)	9	4	10	3
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	20	10	7	11
		(内 外国出願)	14	6	4	5
		(内 日本から)	1			
		(内 PCTルート)	9	4	3	4
	実用新案	全数	63		78	56
		(内 外国出願)	3		10	7
意匠	全数	180	241	183	183	
	(内 外国出願)	91	134	84	81	
	(内 日本から)	2	1			
商標	全数	2,532	2,429	2,308	2,358	
	(内 外国出願)	1,557	1,333	1,341	1,342	
	(内 日本から)	10	7	7	4	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> クロアチア特許庁は、クロアチア政府(Government of the Republic of Croatia)の下部機関である。



(出典): クロアチア特許庁 HP

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2013年6月29日施行 (2013年法律第76号による改正を含む特許法) (注) 特許法の中に「同意特許」についての規定が織込まれている。
	③地理的効力の範囲	クロアチア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。クロアチアに非居住又は主たる事業所を有しない出願人は、クロアチアに登録の公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第4条)
	⑦出願言語	クロアチア語 (特許法第19条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬品及び農業に関しては、補充的保護証明書(SPC)の取得により、最長5年間の延長が可能である。 また、同意特許の存続期間は、出願日から10年である。
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又は承継人に関する明白な濫用による発明の開示。 (2) 公の又は公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示。 (2) 美術的創作物 (3) 知的な活動の実行、ゲーム又は商業活動のための方法、計画及び原理 (4) 情報の提示 (5) コンピュータプログラム (6) 動物品種、植物品種、植物若しくは動物を生成するための本質的に生物学的方法に関する発明。ただし、非生物学的及び微生物学的方法、並びに当該方法からの生成物は除く。 (7) 人体の構成及び成長における各種段階、同要素の1つの単なる発見、遺伝子の配列若しくは配列の一部を含む。 (8) 人体若しくは動物体に直接施される、診断若しくは外科的方法又は治療方法に関する発明。 (9) 商業的实施が公の秩序若しくは道徳に反するおそれがある発明。 例えば次が該当する。 (a) 人類のクローン方法 (b) 人類の生殖細胞系の遺伝的同一性を変更する方法 (c) 工業又は商業目的での人類の胚の使用 (d) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人間若しくは動物に実質的な医学上の利益を与えることなく動物に苦痛を与えるおそれがある方法、並びに当該方法から生成された動物。 (特許法第5条～第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件の審査の後、発明の新規性、進歩性に関する実体審査が行われる。(特許法第37条) 同意特許の場合は、実体審査は行われず、主要な不特許事由の審査のみで付与が行われる。(特許法第41条)
	⑬審査請求制度の有無	有。公開日から6月以内。 (特許法第36条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。(特許法第35条) 同意特許の場合は、出願日から3月経過後に公開される。(特許法第42条(1))

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)																																																																																														
⑯異議申立制度の有無	無。 特許に関してはないが、同意特許に関しては異議申立制度があり、特許付与請求日から6月間、何人も異議申立を行うことができる。(特許法第43条(1))																																																																																														
⑰無効審判制度の有無	有。何人も知的財産権庁に対して、付与された特許の無効を何時でも請求することができる。(特許法第79条～第83条)																																																																																														
⑱実施義務	有。出願日から4年又は付与日から3年の何れか遅く満了する期間内に実施しなければならない。不十分な実施は取消の対象となる。																																																																																														
⑲費用 (HRK) クーナ	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="446 504 1417 929"> <tr> <td>基本手数料(30頁、10個のクレームまで)</td> <td>1,300</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>10個を超える各クレームにつき</td> <td>10</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特許付与のための審査請求料</td> </tr> <tr> <td>実体審査に基づく場合</td> <td>4,000</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>提出した実体審査の結果に基づく場合</td> <td>2,080</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>実体審査なしの場合</td> <td>1,060</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>異議申立があったときの実体審査の場合</td> <td>2,625</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特許公告料</td> </tr> <tr> <td>特許の公告</td> <td>160</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>同意特許の公告</td> <td>120</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>欧州特許の明細書の翻訳文の公告</td> <td>1,000</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>欧州特許の補正されたクレームの翻訳文の公告</td> <td>800</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>特許証発行料</td> <td>200</td> <td>HRK</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="446 996 1417 1285"> <tr> <td>3年次</td> <td>320</td> <td>HRK</td> <td>12年次</td> <td>1,800</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>360</td> <td>HRK</td> <td>13年次</td> <td>2,000</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>420</td> <td>HRK</td> <td>14年次</td> <td>2,100</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>500</td> <td>HRK</td> <td>15年次</td> <td>2,300</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>620</td> <td>HRK</td> <td>16年次</td> <td>2,900</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>740</td> <td>HRK</td> <td>17年次</td> <td>3,500</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>920</td> <td>HRK</td> <td>18年次</td> <td>4,600</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>1,200</td> <td>HRK</td> <td>19年次</td> <td>5,800</td> <td>HRK</td> </tr> <tr> <td>11年次</td> <td>1,700</td> <td>HRK</td> <td>20年次</td> <td>6,900</td> <td>HRK</td> </tr> </table>		基本手数料(30頁、10個のクレームまで)	1,300	HRK	10個を超える各クレームにつき	10	HRK	特許付与のための審査請求料			実体審査に基づく場合	4,000	HRK	提出した実体審査の結果に基づく場合	2,080	HRK	実体審査なしの場合	1,060	HRK	異議申立があったときの実体審査の場合	2,625	HRK	特許公告料			特許の公告	160	HRK	同意特許の公告	120	HRK	欧州特許の明細書の翻訳文の公告	1,000	HRK	欧州特許の補正されたクレームの翻訳文の公告	800	HRK	特許証発行料	200	HRK	3年次	320	HRK	12年次	1,800	HRK	4年次	360	HRK	13年次	2,000	HRK	5年次	420	HRK	14年次	2,100	HRK	6年次	500	HRK	15年次	2,300	HRK	7年次	620	HRK	16年次	2,900	HRK	8年次	740	HRK	17年次	3,500	HRK	9年次	920	HRK	18年次	4,600	HRK	10年次	1,200	HRK	19年次	5,800	HRK	11年次	1,700	HRK	20年次	6,900	HRK
基本手数料(30頁、10個のクレームまで)	1,300	HRK																																																																																													
10個を超える各クレームにつき	10	HRK																																																																																													
特許付与のための審査請求料																																																																																															
実体審査に基づく場合	4,000	HRK																																																																																													
提出した実体審査の結果に基づく場合	2,080	HRK																																																																																													
実体審査なしの場合	1,060	HRK																																																																																													
異議申立があったときの実体審査の場合	2,625	HRK																																																																																													
特許公告料																																																																																															
特許の公告	160	HRK																																																																																													
同意特許の公告	120	HRK																																																																																													
欧州特許の明細書の翻訳文の公告	1,000	HRK																																																																																													
欧州特許の補正されたクレームの翻訳文の公告	800	HRK																																																																																													
特許証発行料	200	HRK																																																																																													
3年次	320	HRK	12年次	1,800	HRK																																																																																										
4年次	360	HRK	13年次	2,000	HRK																																																																																										
5年次	420	HRK	14年次	2,100	HRK																																																																																										
6年次	500	HRK	15年次	2,300	HRK																																																																																										
7年次	620	HRK	16年次	2,900	HRK																																																																																										
8年次	740	HRK	17年次	3,500	HRK																																																																																										
9年次	920	HRK	18年次	4,600	HRK																																																																																										
10年次	1,200	HRK	19年次	5,800	HRK																																																																																										
11年次	1,700	HRK	20年次	6,900	HRK																																																																																										
⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者の場合、出願料・審査料・公告料・維持年金が50%減額される。また、電子出願による場合には、出願料が50%減額される。																																																																																														
㉑PCTIにおける国内料金減額措置の有無	有。																																																																																														

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011年5月7日施行(2011年法律第49号による改正を含む意匠法)
	③地理的効力の範囲	クロアチア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (意匠法第51条)
	⑦出願言語	
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ、最大25年まで延長可能。 (意匠法第16条)
	⑨新規性の判断	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第30条)
	⑩不登録対象	(1) 公の秩序又は道徳に反する意匠 国家紋章若しくは他の公式紋章、旗章、記章、国若しくは国際機関の名称又は略称を含む、具体化する又は実質的に模倣する意匠 (4) 出願日後若しくは優先日後に公衆の利用可能な状態に置かれた先の意匠と同一である意匠 (5) 商標の不正使用を構成する意匠 (6) 著作物の不正使用を構成する意匠 (意匠法第7条～同第9条)
	⑪実体審査の有無	無。 (意匠法第31条)
	⑫審査請求制度の有無	無。 (意匠法第31条)
	⑬優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑭部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条)
	⑮関連意匠制度の有無	無。
	⑯「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑰意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑱出願公開制度の有無	無。
	⑲秘密意匠制度の有無	有。請求により、出願日又は優先日から12か月公告を繰り延べることができる。 (意匠法第36条)
	⑳異議申立制度の有無	無。
	㉑無効審判制度の有無	有。何人も知的財産権庁に対して、付与された意匠の無効を何時でも請求することができる。 (意匠法第44条)

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
	②登録表示義務	無。
	④費用 単位 (HRK) (クロアチア・ クーナ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料
		基本料(1意匠) 250 HRK
		複数出願の場合の追加料、追加1意匠につき 70 HRK
		公告料(最初の5年間の維持手数料を含む)
		複数出願の場合の追加料、追加1意匠につき 200 HRK
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		基本料(1意匠) 460 HRK
		複数出願の場合の追加料、追加1意匠につき 225 HRK
		⑤料金減免措置 の有無
出願人が創作者の場合、出願料が50%減額される。		

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011年5月7日施行 (2011年法律第49号による改正を含む商標法)
	③地理的効力の範囲	クロアチア国内のみ
	④他国制度との関係対象	無。 (商標法第2条、第53条、第54条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (商標法第2条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人) (商標法第3条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条)
	必要性及び代理人の資格	要 (商標法第74条)
	⑩出願言語期間及び起算日	(商標法第43条、第44条)
	⑬グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (商標法第19条)
	⑭不登録対象	(1) 法律によって保護できない標識 (2) 登録が求められている商品若しくはサービスに関して識別力を有していない標識 (3) 取引において、種類、質、量、用途、価値、地理的出所、商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、又は商品若しくはサービスの他の特徴を示すために供される、標識又は表示のみからなるもの (4) 現在の言語若しくは善意かつ確立した取引実務において慣用的となった標識又は表示のみからなるもの (5) 商品の性質自体に起因する形状、技術的結果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的な価値を与える形状のみからなる標識 (6) 公の秩序又は受容されている道徳に反する標識 (7) 商品若しくはサービスの性格、質又は地理的出所に関して、それ自体が公衆を欺まんする性質を有する標識 (8) 管轄当局の許可を受けていない、工業所有権保護のためのパリ条約第6条の3によって登録が拒絶される標識 (9) ワインを特定する地理的表示を含む又はその表示からなるワインについての標識、蒸留酒を特定する地理的表示を含む又はその表示からなる蒸留酒についての標識であって、ワイン又は蒸留酒が当該地理的出所に該当しない場合 (10) クロアチア共和国名、国名の略称、国家紋章、記章、旗章若しくはその他の公式標識又はその一部を含む標識及びその模倣、ただし、クロアチア共和国の管轄当局の許可を得ている場合を除く (商標法第5条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第6条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。絶対的拒絶理由については審査される。 (商標法第21条)	
⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第21条)	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
の有無	公告される。 (商標法第25条)	
の有無	ができる。 (商標法第27条)	
の有無	(商標法第27条)	
㉑不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第46条)	
㉒商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。 (商標法第16条)	
㉓図形要素の分類	ウィーン分類を採用している。(クロアチアは、ウィーン協定に加盟している)	
㉔譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第38条)	
㉕費用 単位 (HRK) (クロアチア・クーナ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料</p> <p>a) 個別商標の場合</p> <p>3クラスまで 600 HRK</p> <p>3クラスを超えるかクラスの追加料 150 HRK</p> <p>b) 団体商標の場合</p> <p>3クラスまで 1,200 HRK</p> <p>3クラスを超えるかクラスの追加料 300 HRK</p> <p>出願公告料 150 HRK</p> <p>商標公告手数料(10年分の維持料を含む)</p> <p>a) 個別商標の場合</p> <p>3クラスまで 1,500 HRK</p> <p>3クラスを超えるかクラスの追加料 300 HRK</p> <p>b) 団体商標の場合</p> <p>3クラスまで 3,000 HRK</p> <p>3クラスを超えるかクラスの追加料 600 HRK</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>更新料</p> <p>a) 個別商標の場合</p> <p>3クラスまで 1,625 HRK</p> <p>3クラスを超えるかクラスの追加料 300 HRK</p> <p>b) 団体商標の場合</p> <p>3クラスまで 3,250 HRK</p> <p>3クラスを超えるかクラスの追加料 600 HRK</p>	
㉖料金減免措置の有無	無。	